

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う通知等の発出について

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準
					その他

ポイント

【施行日】平成30年4月1日

- No.449でご案内しました、確定給付企業年金のガバナンス見直しに関する「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令^{※1}の公布」に伴う通知等^{※2~※5}が、11月8日に発出されました。
- また、平成29年9月15日に行われました通知案等に関する意見募集（パブリックコメント）結果^{※6}も、同日公示されています。
- 主な内容として、資産規模100億円以上のDBは資産運用委員会を設置すること、資産運用委員会の議事概要を代議員会へ報告および加入者等に周知すること、オルタナティブ投資を行う場合は基本方針に「目的や割合等」を定めること、などが必要となります。
- さらに、総合型DB基金の選定代議員数については事業主の10分の1（事業主数が500を超える場合は50）以上とすることが必要となり、平成30年10月1日以降の基金の設立時又は代議員の任期満了時の選定から適用となります。

※1 [確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令](#)

※2 [確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について](#)

※3 [確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について](#)

※4 [確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について](#)

※5 [「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し](#)

※6 [「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）に対して寄せられた御意見について](#)

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

今回発出された通知等の概要

1. 原則、全てのDBが対象となる項目

項目	現行	通知等の概要
資産運用委員会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年金運用責任者を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい(資産運用委員会について設置義務なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資産規模が100億円以上である場合には資産運用委員会を設置しなければならない(100億円に満たない場合についても設置が望ましい) ▶ 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、事業主等は加入者等に周知しなければならない。また、理事長等は直近の代議員会に報告しなければならない
分散投資	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資産の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない ▶ ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りではない 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 左記に加えて、分散投資を行わない場合は、当該合理的理由を運用の基本方針に定めるとともに、事業主は加入者に、理事長等にあつては加入者及び事業主に周知しなければならない ▶ 特定の運用受託機関に過度に集中しないよう、集中投資に関する方針を定めなければならない(合理的な理由がある場合は、特定の運用受託機関に資産の運用を委託できる旨定めることができるが信用リスク等に留意しなければならない)
オルタナティブ投資	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ オルタナティブ投資を行う場合は、運用の基本方針に「目的、位置付けとその割合、固有リスクに関する留意事項」を定めなければならない ▶ オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっては、「組織体制、意思決定プロセス、コンプライアンス体制、監査体制」等に留意しなければならない ▶ 運用受託機関に対し、運用戦略内容等(リターンの源泉、リスク、運用コスト等)について説明を求め、その内容を確認しなければならない
運用受託機関の選任・契約締結	<p>(選任の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく定性評価を加えた総合評価をすることにより行うのが望ましい <p>(定量評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 時価による収益率を基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマークを設定すること、同様の運用を行う他の運用受託機関の収益率との相对比较を行う等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする <p>(定性評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制などを総合的に考慮して行うものとする 	<p>(選任の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 責任ある機関投資家の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)の受け入れやその取り組みの状況、ESGに対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましい ▶ 運用受託機関が「内部統制の保証報告書」等の保証業務の提供を受けていることを定性評価項目とすることが望ましい <p>(定量評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 運用受託機関から提示を受ける収益率及びリスクは、「グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)」に馴染まない運用商品を除き、GIPSに準拠し検証を受けたものなど一定の合理的な方法に基づいて計算・管理されたものが望ましい <p>(定性評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、リスク管理体制、コンプライアンス等に留意しなければならない

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

今回発出された通知等の概要(つづき)

1. 原則、全てのDBが対象となる項目(つづき)

項目	現行	通知等の概要
運用受託機関の管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本版スチュワードシップ・コード関連の規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に、利益相反についての明確な方針の策定と公表、目的を持った対話の状況や議決権行使状況についての報告等を求めることが望ましい ▶ 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合は、その運用受託機関が行った活動(議決権行使を含む)の実績について報告を受けることが望ましい
運用コンサルタントの活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 運用の基本方針等の策定、運用受託機関の選任・評価等に関し必要な場合には運用コンサルタント等に分析・助言を求めることが考えられる ▶ なお、運用受託機関の選任・評価に関する助言の契約を運用受託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある機関と締結する場合、助言の中立性・公平性の確保に十分留意する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 運用コンサルタント等は、金融商品取引法上の投資助言・代理業を行う者として登録を受けている者でなければならない ▶ 事業主等は、当該運用コンサルタント等の運用機関との契約関係の有無を確認しなければならない
代議員会・加入者への報告・周知事項	<p>(加入者等への業務概況の周知内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 毎事業年度に1回以上、管理運用業務に関する規約並びに次の事項を周知させなければならない ▶ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況 ▶ 運用の基本方針の概要等 	<p>(加入者等への業務概況の周知内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 左記に加えて、資産運用委員会を設置している場合にはその議事の概要等 ▶ 運用受託機関からのスチュワードシップ活動報告について、加入者等への周知に含めることが望ましい ▶ 加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる ▶ 確定給付企業年金を実施する事業主は、企業の退職金制度の全体像及びその中で当該確定給付企業年金の位置づけを解説することも考えられる

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

今回発出した通知等の概要(つづき)

2. 基金型DBが対象となる項目

項目	現行	通知等の概要
代議員の定数	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 選定代議員3人(理事長、理事長代理、監事)以上及び互選代議員3人(選定代議員数と同数)以上が必要
代議員会	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 互選代議員の選出手続きについて、あらかじめ規定を設けるなど民主的かつ適正に行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記に加えて、選定代議員の選出手続きについても、あらかじめ規定を設けるなど明確化すること
代議員会への報告・周知事項	<p>(基金における代議員会への報告内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運用の基本方針及び運用ガイドライン ➢ 運用結果(時価による資産額、資産構成、収益率、運用受託機関ごとの運用実績等) ➢ 理事会における議事の状況 	<p>(基金における代議員会への報告内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記に加えて、「運用受託機関の選任状況・評価結果、運用受託機関のリスク管理状況、運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告、基金の管理運用体制の状況、資産運用委員会における議事の状況その他の情報等」を追加

3. 総合型DB基金のみが対象となる項目

項目	現状	通知等の概要
代議員の定数	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし 	<p>(代議員の定数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 選定代議員の数は、基金設立時の選定においては設立時、代議員の任期満了時の選定においては満了時の事業主の数の10分の1(事業主の数が500を超える場合は50)以上とする <p>(注) 今回の改正に伴って規約に定める代議員数の変更を行う場合には、規約変更の届出が必要</p> <p>(除外規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基金の設立事業主の9割以上が所属する当該基金以外の組織体であって、次のいずれにも該当するものが存在する場合は、上記の定数規定は適用しない <ol style="list-style-type: none"> ① 当該組織体は、その構成員である事業主に対して基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる ② 基金における方針決定の手続きに先立って、当該組織体は、基金の運営方針(基金の実施及び解散、給付設計、掛金及び資産運用に関する方針)を組織決定している ③ 当該組織体は、基金の運営状況について定期的(四半期に1回程度)に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規定、定款等に定められそれに沿った運営の事実が議事録等で確認できる
代議員会	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各実施事業所の事業主及び加入者の意思が適切に反映されるように配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記に加えて、選定代議員の選定の都度、すべての事業主により選定することとし、選定方法は、①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名、②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名、のいずれかを基本とし、①②を希望しない場合は、③事業主が選定行為を現役員・職員以外の第三者(選定人)に委任できるものとする

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。